

ミャンマー連邦共和国政府  
商業省  
連邦大臣官房  
通達番号 38/2020  
ミャンマー暦 1382年、5月4日  
西暦 2020年5月25日

商業省は輸出入法13条（イ）に認められている権限に基づき本通達を発出する。

輸入禁止品目変更の布告

1. 輸出入法により輸出入事業者に輸入許可を認めていない品目を、以下のとおり変更することを決定した。
  - （ア）ビール
  - （イ）タバコ
  - （ウ）その他、現行法で制限されている品目
  
2. この通達が発せられたため、商業省2013年2月4日付の通達8/2013は無効となった。

タンミン  
連邦大臣  
商業省

文書番号：サカ-11/2-37/2020 (1)

日付：2020年5月25日